解体通知 (永久抹消登録·解体届出、自動車重量税還付関係) 画面イメージ



・詳細メニュー画面において「2 解体通知の確認と抹消登録等に関する実務」をクリックしてください。

🚰 引取業者の引取報告以外の移動報告実務 - Microsoft Internet Explorer



▲ 詳細メニュー

× 閉じる

2 解体通知の確認と抹消登録等に関する実務

使用済自動車をフロン類回収業者等へ引渡後、破砕業者の引取報告等。が行われた時点で、電子マニフェストシステム上で 情報管理センターから引取業者へ使用済自動車が解体された旨の通知「解体通知」が行われます。

引取業者は解体通知を確認後、最終所有者に対し永久抹消登録または一時抹消登録後の解体届出および自動車重量税還 付の申請手続きを行うことが可能となった旨を連絡することになりますので、日々確認を行うようにしてください。

※具体的には、破砕業者が解体業者から解体自動車を引き取った際の引取報告または解体業者が解体自動車全部利用者に解体自動車を引き 渡した際の引渡報告のことです。

ここでは、解体通知を確認し、最終所有者の詳細情報を確認する画面操作について説明します。

解体通知を確認し、最終所有者の詳細情報を確認する操作の流れは、次のとおりです。

最終所有者の ログイン 検索条件入力 対象車台確認 メニュー選択 詳細情報確認

この操作練習では、「ログイン」を省略し、「メニュー選択」以降の操作を練習します。 それでは、操作練習を開始します。

「開始」ボタンをクリックしてください。

開始▶





M Youhei...













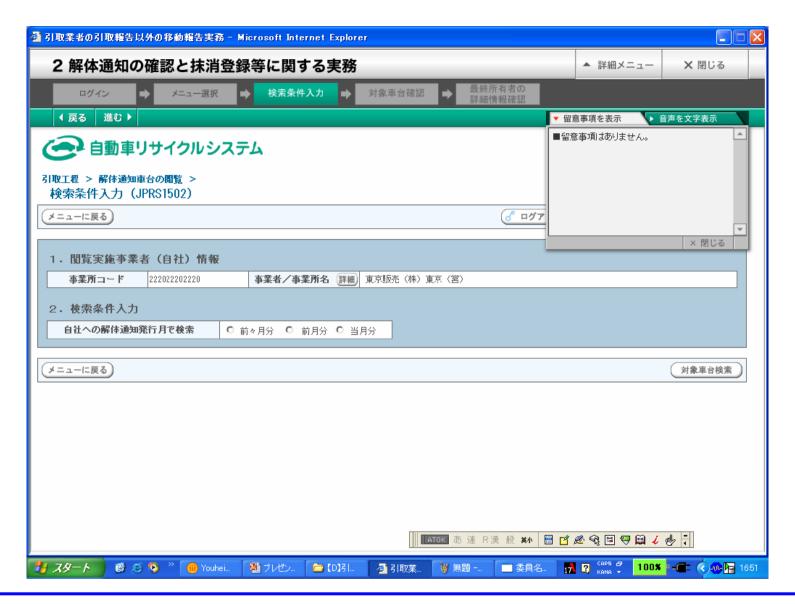








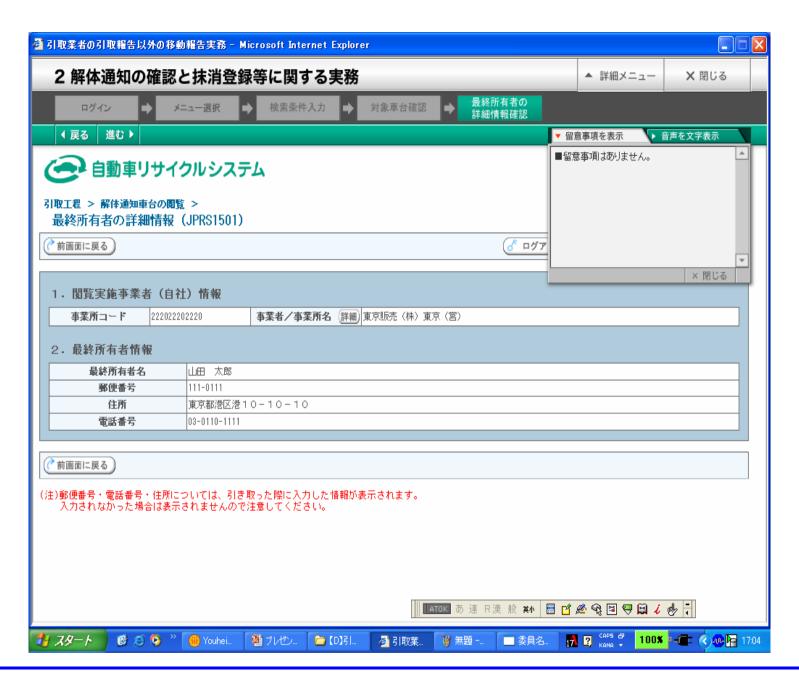
- ・自社が引き取った車台に解体通知がなされているかどうかの確認を行うメニューを選択します。
- ・解体通知が行われている場合は、メニュー画面において赤字でその旨が表示されます。
- 1,「3.2車台情報の閲覧」ボタンをクリックしてください。



- ・解体通知が行われた月単位で検索します。本日の解体通知を確認する場合は「当月分」をチェックします。
- 1,検索条件を選択し、チェックします。 練習用システムでは、本日解体通知がなされた車台を検索すると考え、「当月分」をチェックして〈ださい。
- 2,「対象車台検索」ボタンをクリックしてください。



- ・解体通知発行済車体の一覧にて、最終所有者名、車台番号等を確認後、永久抹消登録または一時抹消登録後の解体届出の 実務を行うよう最終所有者に連絡します。
- ・使用済自動車の引取報告において、最終所有者情報として郵便番号、住所、電話番号が入力された場合に、入力した情報を参照することが出来ます。この機能があることを踏まえ、引取報告時に最終所有者の郵便番号、住所、電話番号を入力するか否か判断して〈ださい。
- 1 , 「詳細」ボタンをクリックして〈ださい。 最終所有者の詳細情報を表示します。



・使用済自動車の引取報告時に入力した最終所有者の詳細情報が表示されますので、連絡先を確認します。

財団法人 自動車リサイクル促進センター

〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30日本自動車会館 http://www.jarc.or.jp

自動車リサイクルシステムに関する お問い合わせ先 自動車リサイクルシステムコンタクトセンター (コールセンター):03-5673-7396